

議 事 録

令和3年度四万十町農業委員会9月総会

| | | |
|-----|---------------------|---|
| 日 時 | 令和3年9月27日（月）午後2時00分 | 開議 |
| 場 所 | 四万十町役場 本庁 東庁舎 | 多目的大ホール |
| 日 程 | 第1 | 指定第14号 会期の決定について |
| | 第2 | 指定第15号 議事録署名委員の指名について |
| | 第3 | 指定第16号 議席の指定について |
| | 第4 | 選任第3号 四万十町農業委員会組織委員会の委員の選任について |
| | 第5 | 報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出について |
| | 第6 | 報告第14号 非農地証明事務処理報告 |
| | 第7 | 議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| | 第8 | 議案第31号 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| | 第9 | 議案第32号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案 に対する意見決定について |
| | 第10 | 報告第15号 四万十町農業委員会活動報告について |
| | 第11 | その他 |

〔出席委員〕

1. 下元 弘章
2. 掛水 誠幸
3. 廣井 栄治
4. 小野 重明
5. 濱田 誠
6. 下元 誠一郎
7. 浜田 大彰
8. 宮崎 恵美子
9. 欠席
10. 東出 一茂
11. 土居 稔
12. 竹村 加壽子
13. 武内 道則
14. 吉良 榮
15. 竹内 純
16. 欠席
17. 宮脇 眞弓
18. 梶原 美智
19. 太田 祥一
20. 中城 康子
21. 岡村 博晶
22. 西井 健夫
23. 西内 一隆
24. 市川 絢子
25. 常石 幸浩
26. 甲把 雄
27. 市川 正司
28. 大西 博之
29. 石田 芳秋
30. 澤田 憲男
31. 武市 敏男
32. 山本 奨一
33. 橋本 健太郎
34. 平野 直人
35. 山崎 力
36. 上野 渡
37. 佐々木 通
38. 欠席
39. 吉田 健夫

〔欠席委員〕

- 9番 山本 道雄 16番 中原 英昭 38番 秋田 公幸

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・宮本 和也・森本 太貴・山川 美恵

事務局長

それではただ今より、令和3年度四万十町農業委員会9月総会を開催いたします。皆さまご起立ください。礼。

あらためまして、私、農業委員会事務局の西田と申します。

本日は公私ともにお忙しい中、本総会にご参集いただきまして、ありがとうございます。皆さま方は、平成28年4月に法改正がなされ農業委員会が農業委員と推進委員の体制となり2期目の委員として就任されました。農業委員19名、推進委員20名、合計39名、そして事務局の全員で、今後も力を合わせて進めていかなければなりません。どうかよろしく願いいたします。

まず、先日9月1日の臨時総会で会長に就任致しました、太田祥一会長より開会に先立ちまして挨拶をお願いします。

会長

皆さんこんにちは。この度、9月1日農業委員会臨時総会におきまして、四万十町農業委員会会長に就任しました太田でございます。どうかよろしく願いいたします。何分にも不慣れでありまして、皆さんに色々ご迷惑をおかけすることも多々あるかもしれませんがどうかよろしく願いいたします。また、臨時総会において、今日お集まりいただいております農地利用最適化推進委員の皆さんが全会一致で承認されました。よって、今日より農業委員19名、推進委員20名計39名が力を合わせて3年間活動して行く事になっています。どうか、ご協力のほどお願いします。また、我々農業委員会は、毎月の通常業務に加え5年ほど前に制度改正があり、新しく必須業務となりました農地利用最適化の推進業務もあります。その内容につきましては、担い手への農地の集積、集約化、遊休農地の発生防止と解消。農業への新規参入の促進などがあります。こういった取り組みにつきましては、農業委員会だけでなく農林水産課など関係機関と一体となって、取り組んでまいりたいと思います。その節には、皆さま方にも色々ご足労をおかけすることもあるかと思いますが、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。またこの後、改選がありまして最初の会9月総会がありますので、こちらの方もよろしく願いいたします。簡単ではありますが、開会の挨拶と代えさせていただきます。どうか3年間よろしく願いいたします。

事務局長

続きまして、本日中尾町長にお越し頂いております。中尾町長にご挨拶をいただきたいと存じます。

中尾町長

皆さん改めましてこんにちは。

ご紹介がありました四万十町長中尾でございます。農業委員会9月総会にあたりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。先だって太田会長をはじめ19人の農業委員の皆さんを委嘱させていただいて、組織化されたところでございます。また、本日、最適化推進委員の皆さん方にも組織が出来るという事で、お聞きしております、39名という皆さん方のお力をいただき、本町の農地行政のみならず、様々な部分で農業政策の課題をそれぞれ一緒になって、町執行部共々、地域農業の発展に尽くすことを、今日あらためて決意したところでございます。また、それぞれ農業委員の皆さん、推進委員の皆さん方には、地域のリーダーとして更には、相談役

として様々な部分でご尽力を賜っておりますことを、この場を借りて心より感謝を申し上げたいと思います。去る台風14号に係る豪雨については、農業委員会の局長のメモをいただきました。農業委員の皆さん方からの様々な災害報告によりますと、直接被害に遭われた方もおりますし、町内全域ではかなりの所、特に興津、志和、東又、一部仁井田といった所が多く被害が出たとのことでございますが、皆さま方のご尽力によりまして、そういった方向性、またNOSAIの方も様々な検討を今されているところでございますけれども、とにかく、農業の損害をしっかりと補填していただくよう保険制度と合わせて、我々も様々な復旧に対して精一杯取り組んでいきたいと考えておりますので、改めて被災されました皆さん方のお見舞い、更には1日も早い復旧、復興を願う所でございます。先ほど、太田会長からもありましたように、農業委員の皆さんには、農地行政のみならず、町長部局とは別に農業委員会部局として様々な課題、検討であるとか皆さんにお世話になるかと思っております。おかげ様で私自身も8年目を迎えました、この町に帰郷するとかUターンで帰って来られる、更には農業を志して移住者でこの町に来ている方もおります。大正十和地域におきましては、地域おこし協力隊の制度を活用して農業を勉強したり、多くの皆さんがこの町に想いを持って来てもらっていますが、やはりここで継続してしっかりと農業が営んでいけるような体制作りを私だけではなくて、地域みんなの要望、課題だと考えています。とりわけ、町の執行部においては、就農支援でありますとか、様々な農業支援でありますとか、農業振興事業であるとか、新規就農者の皆さんの思いにしっかりと答えられること、これまでしっかりと地域の農業を守ってきていただきました皆さんのサポートも必要だと思っております。農業者の住民税は減っていません。地域農業がしっかりと営まれている結果が農業者の住民税に直接影響するところです。やはりなんといっても我が四万十町は、農業、林業そして農業立町の町でございますので、ぜひ今後とも農業委員の皆さん方、また、推進委員の皆さん方のご尽力を賜りまして本当にこの町でしっかりと農業が営まれる町にしていきたいと考えておりますので、農業委員の皆さま、推進委員の皆さま方の更なるご尽力をお願いしたいと思います。今日は、初会ということでございますけれども、色々な課題それぞれありますけれども、ぜひ、それぞれの見地から様々なご指導をいただきながら、今後本町の発展にぜひお力をいただきたいということをお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、総会の開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうか、今後ともお願い申し上げます。

事務局長

町長、どうもありがとうございます。

それでは、太田会長から農地利用最適化推進委員となられました委員へ委嘱状を交付いたします。

私の方でお名前を読み上げます。会長が各委員の皆さまの元に行き、お渡ししますので、委員の皆様は順次、委嘱状の受取りをお願いいたします。順番はお席の順にお呼びさせていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

～辞令交付～

事務局長 ありがとうございます。これで、委嘱状交付式を終わります。
委員の皆さま、よろしくお願いいたします

事務局長 それでは、新しい農業委員、推進委員揃っての初めての総会でございますので、
ここで委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと存じます。
下元委員から順に農業委員、そして推進委員の順でお願いします。

～委員各自自己紹介～

事務局長 どうもありがとうございました。
それでは続きまして、農業委員会事務局を担当する職員を紹介させていただきます。

～事務局自己紹介～

事務局長 以上、5名の職員と1名の会計年度任用職員で事務局を担当いたしますので。ど
うかよろしくお願いいたします。

～町長退席～

事務局長 それでは、議事に移りたいと思いますが、初めての委員さんもいらっしゃいます
ので、総会中の注意事項をご説明します。

議事の進行における発言は、挙手のうえご自分の議席番号を言って、議長に発
言許可をとってからお願いします。議席番号は、後ほどご説明させていただきます
が、皆さまのお席に置かれておりますプレートの番号となります。

それでは、これからの議事進行につきましては、委員会会議規則により会長が議
長となりますので、太田会長よろしくお願いいたします。

議長 それではただ今から、令和3年度四万十町農業委員会9月総会を開会いたします。
総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を
務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

通常であれば、憲章朗読を行うところですが、高知県のコロナウイルス感染症対
策を鑑み、今回も省かせていただきます。

議長 本日の会議に、9番山本道雄委員、16番中原英昭委員、38番秋田公幸委員から
の欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定によ
り農業委員17名、推進委員19名となっており、過半数の委員が出席しております
ので、本日の総会は成立しておりますことをご報告いたします。

本日の議事日程及び議案はお手元に配布しているとおります。それでは、議事に

移ります。

日程第1、指定第14号「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。令和3年度四万十町農業委員会9月総会の会期は、令和3年9月27日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。
次に、日程第2、指定第15号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。
四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思えます。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に3番 廣井栄治委員と、4番 小野重明委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続きまして、日程第3 指定第16号 「議席の指定について」を議題とします。
9月1日の臨時総会で承認していただきました様に、農業委員の議席番号は窪川、十和、大正の順に1番から19番とし、議席も今お座りの席のとおりとします。
前回指定しておりませんでした推進委員の議席番号ですが、これまでの経過も踏まえ、農業委員と推進委員が協力し合って活動・連携していくように、現在お座りのように担当区域順に内側に農業委員、外側に推進委員が座り、農業委員の後ろに同じ地区の推進委員がいるという形とし、議席番号については、窪川、十和、大正地域の順に、農業委員に続きまして20番から39番としたいと思えます。
このことについて、ご異議はありますか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、指定第16号「議席の指定について」は、先ほどの説明のとおりとします。
続きまして、日程第4 選任第3号「四万十町農業委員会組織委員会の委員の選任について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 この後、窪川、西部地域に分かれ、各委員を決めていただきたいと思います。その前に私の方から、組織図について説明させていただきます。資料の方ですけれども、お手元に座席表が一番上にある資料があると思えます。それを1枚めくっていただいたところに、組織図、体制図が載せてあります。体制は、今までと変わりありません。窪川地域委員会は、窪川地域の農業委員と推進委員からなり、西部地域委員会は、大正地域の農業委員と推進委員、十和地域の農業委員と推進委員からなります。本日は、窪川地域の推進委員の代表、西部地域の代表を決めていただき、この方々と9月1日の臨時総会で決まりました、窪川地域、西部地域の農業委員の代表

がそれぞれの地域の委員長、副委員長となります。窪川地域の委員長、副委員長、西部地域の委員長、副委員長と会長、会長職務代理のあわせて6人が役員となります。これとは別に、建議等検討委員会、広報等検討委員会を設置します。

建議検討委員会は、農業委員会の取り組みを通じて出された意見や要望を基に町に提出する意見書を取りまとめていただきます。

広報等検討委員会は、年に2回発行しております、農業委員会だよりの取材や編集をしていただきます。

もう1枚めくっていただいて、役員等名簿をご覧ください。太田会長をはじめ、緑の所は、臨時総会で決まっている委員です。黄色の所は、推進委員さんの揃った今日の総会で決定していただく委員です。カッコ書きしている方は、臨時総会でこの方になっていただきたいと推薦があった方々です。それでは、それほどお時間がかからないと思いますので、黄色い部分の委員さんを出していただきたいと思います。各委員が決まりましたら、席に戻っていただきまして、会議を続けたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、ここで一旦小休とし、窪川、西部地域に分かれていただき、各地域委員長を中心に各委員の選任について、協議をお願いします。

～小 休～

議長 正会にいたします。事務局より選出された委員の報告を求めます。

事務局 9月1日に決まった分も合せて全員の方の名前をあげさせていただきたいと思います。会長は、太田祥一会長になります。会長職務代理は、竹内純委員となります。

窪川地域委員長は、掛水誠幸委員。副委員長は、西内一隆委員。西部地域委員長は、武内道則委員。副委員長は、山崎力委員。建議等検討委員会委員長は、山本道雄委員。副委員長は、中原英昭委員。委員は、小野重明委員、濱田誠委員、大西博之委員、西井健夫委員、佐々木通委員、平野直人委員。

広報等検討委員会委員長は、下元誠一郎委員。副委員長は、宮脇眞弓委員。委員は、東出一茂委員、下元弘章委員、吉良榮委員、澤田憲男委員、市川絢子委員、上野渡委員。

最適化推進委員会委員長は、山崎力委員、副委員長は、西内一隆委員と以上になります。よろしくお願いします。

議長 事務局より報告がありました。お諮りいたします。先ほど報告のあったとおり各委員を選任することにご異議はございませんでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、組織委員会の委員については、報告のとおりといたします。

委員になられた皆さんはよろしくお願いたします。

議長 続いて、日程第 5 報告第 13 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 13 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご説明します。議案書は、4 ページです。

件数につきましては、窪川地域の 1 件になります。なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在、上秋丸字コヲノサコ 141 番、地目 田、面積、172 m²。以下 2 筆あり、合計 3 筆で、面積が 1,050 m²です。届出日、令和 3 年 9 月 1 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。説明は以上となります。

議長 報告第 13 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理作業報告ですが何かありますか。
特になければ、報告第 13 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 報告第 14 号 「非農地証明事務処理報告」についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 14 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

議案書 5 ページをご覧ください。今月は窪川地域 2 件となっております。

番号 1 番。添付資料は、1 ページから 2 ページです。宮内字後口田 434 番 4、地目、田、面積、132 m²です。申請地は昭和 50 年頃に倉庫が建設されております。令和 3 年 8 月 24 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の工 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地と認め非農地証明を発行しております。

番号 2 番。添付資料は、3 ページから 4 ページです。米奥字ツバ原 943 番、地目、畑、墓地、面積 280 m²と 6.61 m²です。申請地は 20 年以上前より進入路として利用されています。令和 3 年 8 月 27 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の工 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地と認め非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 14 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理作業報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 14 号は終わります。

議長 続いて、日程第 7 議案第 30 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申

請の処分決定について」を議題とします。議案30号 番号4番は議席番号36番 上野渡委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の、議事参与の制限に抵触しますので、先に番号1番から3番の審議、採決を行い、その後に36番上野渡委員に退席をしていただき番号4番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第30号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は6ページです。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置は添付資料の5ページからご覧ください。

番号1からご説明します。土地の所在地、興津字新川3309番、地目、田、面積1,120㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地はハウスになりまして、ミョウガを栽培する計画となっております。

続いて番号2、土地の所在地、窪川中津川字岸ノ上359番、地目、田、面積、1,336㎡です。以下6筆ありまして、合計で7筆、面積が7,385㎡になります。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は今回、申請している面積で達成しております。申請地では水稻、大豆、トウモロコシ、芋類を栽培する計画となっております。

窪川地域は以上となります。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号3について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の8ページをご覧ください。土地の所在地、河内字ゲンザイコ541番、地目、畑、面積、199㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望。譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、野菜・果樹等を栽培する予定です。以上です。

議長

議案第30号 番号1番から3番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明はありませんか。10番 東出一茂委員。

10番

番号1番について、譲渡人、譲受人から確認しました。現状は畑であり、施設が建っています。譲受人は農地を効率的に利用して、年間150日以上農作業に従事することを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上、悪影響を与えない事を確認しています。譲渡人は高齢のため、今後耕作が困難なため売買に至ったそうです。譲受人は、地域の担い手であり意欲ある農家です。ミョウガを作る予定です。以上の確認の結果、番号1番の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長

番号2番。27番 市川正司委員。

27番

2番の案件について補足説明をします。現況は、田、畑であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しようとしております。大変意欲のある方で

問題ないと思われます。譲受人は、家族の助力もある中、年間150日以上仕事をするとおっしゃっていました。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は、高齢のため今後継続して耕作が困難な状況で、前々から売りたいと打診されていたようです。以上の確認の結果、問題はないと思われます。

議長 続きまして、番号3番。13番 武内道則委員。

13番 3番について補足説明をします。先日、譲受人の方と現地にてお話を聞いて来ました。現況は畑であり周辺農地に迷惑をかけていない事を確認しております。年間150日以上農業に従事していることも確認しております。自分所有の農業用倉庫の水路を挟んだ隣の農地ということで、今までも草を刈ったり維持していることもありまして、ただ草を刈るだけではあまり意味がないので、栗を植えたり、ちょこっと野菜を植えたりしたいので、売買に至ったそうです。譲受人は、認定農業者ではありませんが、地域の担い手でもありますので、この案件は問題ないと考えます。

議長 議案第30号 番号1番から3番について質疑を許します。質疑はありませんか。2番 掛水誠幸委員。

2番 1番、2番質問させていただきたいと思います。私、勤務上興津に長いこと居たのですが、1番の譲受人の土地ですがここも浸水を受けましたか。

10番 ここは、受けてないです。

2番 2番について、私達、農業委員としては日頃、地域で耕作放棄地が出てくることを非常に心配しております。その中で特に旧の窪川地域で言うと、松葉川地域ですので、今後、耕作放棄地が出るのではないかと心配をしていた所でしたが、意欲あるこれから農業を始めようという方が、農地を買って頑張っていただけということで、非常に有難く感謝するところです。今回の案件について、今後頑張っていたきたい、新規の農家なので大変ではあるかと思いますが、地域におられる皆さんの指導を受けながら頑張っていたらと思います。最後に、土地は買ってやる意欲はあったけど、なかなか進めなくて耕作放棄地になるということが一番心配していますので、耕作放棄地を出さないように頑張っていたらと思います。委員さんからも伝えてください。

議長 他に何かありませんか。15番 竹内純委員。

15番 2番の案件ですが、掛水委員さんからもありました。近々、私の担当地区からこういう案件が出そうな話があります。年齢的にも自分と似たような年齢の方ですので、頑張ってくれていることで、自分ももっと頑張っていけないかなと思います。ぜひ、担当委員さんに色々な相談に乗っていただきながら、頑張っていたきたいと思います。

議長 他にありませんか。先ほど出ました二人の意見、中山間地にある四万十町。本当に農地を守っていくのが大変な状況となっている所も沢山あります。こういった形で、農地を守っていただける方を有難く思っております。どうかよろしくお願いたします。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 30 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 1 番から 3 番を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 30 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号 1 番から 3 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 4 番の審議を行いますので、36 番 上野渡委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 4 について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 9 ページをご覧ください。

土地の所在地、広瀬字シモダバ 118 番 1、地目、畑、面積、471 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は、達成しています。申請地では、茶と果樹を栽培する予定です。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第 30 号 番号 4 番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。14 番 吉良榮委員。

14 番 9 月 20 日、現地確認と聞き取りをしました。譲受人は、認定農業者であります。現況は田、畑であります。資料では、1 枚になっておりますが上下に分かれておりまして、上が田、下が茶畑になっております。田んぼは大型機械が入らず、現在耕作されておられません。この土地にあった何かを作付けすると言っております。譲受

人は、連作障害が出ないよう作物をうまくローテーションし、農地を効率的に利用しております。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しております。取得する周辺農地は、譲受人の土地が主で旧国道沿いの宅地となっていますが、農業用倉庫と作業小屋が建っており、周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は、後継者もなく高齢でもあり、最近では体調も思わしくなく農業を廃業するため売買に至ったとのこと。譲受人は、この地域では数少ない専業農家であり、地域の担い手でもあります。薬草、お茶、シシトウ、菜花、水稲を耕作しています。以上、確認の結果、番号 4 番は問題なしと判断しました。

議長 議案第 30 号 番号 4 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 30 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」番号 4 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 30 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」番号 4 番は、原案のとおり可決されました。36 番上野渡委員の除斥をとき、着席していただきます。

上野渡委員、番号 4 番は、原案のとおり可決されました。

議長 それではここで、3 時 45 分まで小休にします。

～小 休～

議長 正会にいたします。

続いて、日程第 8 議案第 31 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 31 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 3 年 10 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてると考えます。議案書は、7 ページから、添付資料については、10 ページから

になります。件数につきましては4件で窪川地域、西部地域それぞれ2件ずつとなっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番からご説明します。

土地の所在地、若井川字神田1397番、地目、田、面積、2,506㎡です。以下2筆あり、合計3筆、面積8,055㎡です。設定は新規です。期間は令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間です。水稻と生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号2番については、農地中間管理機構、関連農地整備事業に伴う、基盤整備の計画地となっています。

土地の所在地、奥呉地字岡屋敷368番、地目、田、面積、1,350㎡です。設定は新規です。期間は令和3年10月1日から令和22年11月1日までの19年と1か月です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

この件は、賃借料が設定されていますが、基盤整備工事が終了した後、担い手に転貸してから賃借料が発生することや、品目によっては賃借料が変更になることの補足事項が、申出書に記載されています。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号3、土地の所在地、小野字樋ノ口280番、地目は田、面積、773㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年になります。作物は、芋を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、番号4、土地の所在地、小野字瀬ノ上645番1、地目、畑、面積、650㎡です。外1筆ありまして、合計2筆、面積が2,454㎡です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年になります。作物は、茶を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

こちらの番号3番、4番につきましては、利用権の設定を受ける者が法人になりますので、借受可能な法人要件の状況について説明させていただきます。

添付資料の22ページをご覧ください。これが今回借受する法人からの提出された資料となっております。要件である「地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと」と「法人の業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること」について、別紙を提出いただき内容を確認し、要件は満たしていると判断しています。また、当法人は一般法人となっておりますので、今回は解除条件付きでの利用権設定としています。その為解除条件付きの共通事項を追加しています。以上です。

議長

議案第31号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。23番 西内一隆委員。

23番

番号1について、9月20日に現地で借受人と確認しました。3年前から個人的に借受けて耕作しておりましたが、今回利用権の設定をするようになりました。借

受人は、水稻と生姜を栽培する農家で、現況地目は圃場整備済みの田で水稻と生姜を栽培しており、借受面積のうち生姜の栽培面積は、1,500 m²です。圃場も綺麗に管理されており、新規の利用権設定ですが、問題ないと判断しました。以上です。

議長 番号3番、4番。13番 武内道則委員。

13番 3番について補足説明をします。先日、借受人の代表の方に現地で話を聞いて来ました。現況は、田であります。ここ5、6筆田んぼが集まっている所ですが、昔ながらの農道でトラクターが通れない。先ほども出ていました耕作放棄地になっている所と一緒にです。トラクター、コンバインが入っていく道がないので、歩行用の耕耘機で長年水稻をやっていたのですが、今時そういうことをしてくれる若い人がいないという事で、6筆で2反弱くらい耕作放棄地になっています。地主の方が、近所の家に迷惑がかからないように、草刈りを年に2、3回しているような所ですが、今回法人の方が見かねたわけではないのですが、その一人と話をして芋を作るので貸して下さいという話になったそうです。4番とかでもそうですが、法人の方は、特選栗の下地刈りで雇われて行ったり、栗、芋、茶と4番は茶畑になっています。なかなか急傾斜地になっていまして、貸出人も高齢のため、畑に登って行くのも困難になっており、ここ2、3年荒れかけていた所です。お茶、栗、芋を頑張っていきますという話でした。先ほども事務局からの説明でもありました、解除条件付きという事で、これから先注意して現地をパトロールしていこうと思っておりますが、現在のところこの案件は問題ないと思います。

議長 議案第31号について質疑を許します。質疑はありますか。
1番 下元弘章委員。

1番 権利の種類で、使用貸借権の設定、賃貸借権の設定の事ですが、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者の間に契約書というものはありますか。

事務局 この資料に添付されている申出書が、契約書の扱いになります。
利用権の設定の場合、この申出書にそれぞれ条件を書いて、判を押したものが契約書の形としたものです。

事務局 この申出書とは別に2人の間で任意に契約がなされている可能性はありますが、農業委員会としては、この申出書だけで構いません。

議長 他にありませんか。33番 橋本健太郎委員。

33番 番号3番、4番で解除条件付きを簡単に説明してもらってもいいですか。

事務局 解除条件付きについて、こちら利用権の設定をする場合に一般法人につきましてもある一定の条件を満たすことで、農地を借りることができます。その1つに解除

条件付きというものがあまして、そちらの内容を添付資料の 23 ページ、24 ページに条件の内容が書かれております。これに基づきまして、利用権設定をされた後、農地を適切に利用されていない場合は、利用権設定の契約を解除することが可能になっております。

議長 2 番 掛水誠幸委員。

2 番 5 年間の利用権設定がされているのですが、その間に農地を荒らすとか草刈りをしなかった、農地を適正に維持していなかった場合には、途中でも株式会社ですので、契約を切りますよ。という解釈でよろしいでしょうか。

事務局 はい。

議長 他にありませんか。14 番 吉良榮委員。

14 番 資料の 22 ページに法人名が出ていますが、解釈がしにくいのですが、常時従事する者の氏名及び役職並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況に代表取締役の名前が出ています。何人が従業員がいますが、誰かが従事していたらいいのですか。

事務局 こちらは、代表者が従事するようになっています。
法人の業務執行役員又は重要な使用人が 1 人以上農業に常時従事するとなっております。

14 番 1 人居ったらいいのですか。この名前以外で。

事務局 この名前の方が常時従事していますという事を記載しています。

14 番 この方、自分の所の養殖をクラウドファンディングで募ってやっていますよね。

事務局 そちらの方にも行っているようですが、こちらの農業にも従事しております。
常時従事することですが、従事日数が 150 日以上であれば、大丈夫となっておりますので、要件としては満たしております。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 31 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 31 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 32 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 32 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明します。議案書 9 ページ、添付資料は 25 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

今月は窪川地域の 1 件です。

番号 1 番 上秋丸字井ノ上 921 番 1、地目、畑、面積、1,182 m²につきまして、登記目的 所有権移転、法務局受付日、令和 3 年 7 月 29 日、登記原因 昭和 53 年 9 月 19 日時効取得、とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、この土地につきましては、祖父の代に譲り受け、現在まで管理しており、現地は添付資料 26 ページの写真のとおりで、現在は権利者が倉庫等を立てており一帯を管理しています。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

議長 議案第 32 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。6 番 下元誠一郎委員。

6 番 先日、事務局と現地に行きまして、権利者から話を伺いました。この土地につきましては、40 年以上前に権利者のおじいさんの時に、もうすでに譲り受けをしておりましたが、そのままになっていましたので、今回義務者の方から登記して欲しいと話がありまして、時効取得になったそうです。現況は、倉庫等が建っており権利者が管理をしています。この土地については、問題ないと思います。

議長 議案第 32 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 32 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 32 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 報告第 15 号 「四万十町農業委員会の活動報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和 3 年度 農業委員会の活動状況 7 月から 9 月について主なものを報告させていただきます。資料は、添付資料 29 ページになります。7 月から 9 月もコロナウイルス感染拡大により、今までどおりの活動ができない状況でした。その中でも、役員会、総会は毎月、通常どおり行われました。7 月 13 日火曜日、6 月総会で可決されました、与津地の転用ですがこちら 30a 以上の転用でしたので、この日に常設審議委員会が現地確認に参りました。8 月はコロナウイルスが感染拡大しまして、色々な会議が書面決議となりました。その中でも 8 月 5 日木曜日に宿毛市の農業委員会、産業振興課、宿毛市の農業委員会の会長が、人・農地プランの進め方について話を聞きたいということで、四万十町に視察においでました。9 月 21 日、新規委員さんに来ていただきまして、農業委員会の業務について研修会を行っています。普段と違って少ないですが以上になります。

議長 報告第 15 号について事務局の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

2 番 掛水誠幸委員。

2 番 今 3 ヶ月分でしたが、私の意見は 3 ヶ月ごとにやるよりも 6 ヶ月単位でやってもらってもかまわないのではと。事務局長は、抜粋して。数えると 7 月は 8 件。各月動きとしては、7 件から 8 件はやっていますが、2 ページにわたって書けば 6 ヶ月書けます。活動状況の報告ですので、6 か月単位でやったらいいのではないのでしょうか。

議長 掛水誠幸委員より意見が出ました。コロナ禍で活動もありませんので、今まで 3 ヶ月 1 回で来ましたが、半年に 1 回でどうでしょうかと案が出ました他にこの件で

の案はありませんか。無いようでしたら、コロナ中で活動が出来ない時に限って、また、活動が出来るようになれば元に戻すことも含めて今回からある程度の時期まで半年に1回という形をとっていくでよろしいでしょうか。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、報告第15号「四万十町農業委員会の活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第11 その他の件について議題とします。
事務局でありますか。

事務局 担当する地区について説明させていただきます。
お手元にお配りしている表のように区割りさせていただいております。前期とほとんど変わりはありませんが、東又と十和東部は少し変更しています。ご確認お願いします。なお、農業委員も便宜上区分けをしておりますが、農業委員は、町全体を対応するとなっておりますので、よろしく願いいたします。委嘱状交付の時に、少し申しましたが、推進委員になられました秋田公幸委員ですが、現在足を怪我されております。復帰されるまでの間、農業委員の竹内純職務代理にカバーしていただきますが、大正地区の他の委員の方々もご協力の方をお願いしたいと思います。地区割りの方は以上です。何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

議長 担当地区についてご意見はありませんか。
ないようでしたら、以上のように担当地区を決定し農業委員会だよりに記載したいと思います。委員の皆さんで何かありませんか。
事務局から他にありませんか。

事務局 8月総会の議案第28号でご審議いただきました、経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更についての中で、委員の皆さんからご意見を頂きましたことにつきまして、先日、農林水産課と普及所、JAとで協議したということで、その結果について16日に開催しました農業委員会役員会にて、農林水産課からご報告がありましたので、その内容についてご説明させていただきます。

お手元に、抜粋資料をお配りしておりますが、8ページ。1枚目の裏になりますが、施設スプレー菊と生姜の生産方式の欄についてです。スプレー菊についてですが、電照設備の記載が無かったので、記載してはどうかというご意見がありました。これについては、ご指摘のあったとおり、電照設備を追加することとしております。

次に生姜の井戸灌水装置について、現在使っていない農家が大半なので、削除してはどうかというご意見がありました。5件ほど生産者さんに聞き取りを行ったところ、確かに確認した5件の生産者さんは、使っていないそうです。ですが、JA

から消毒をする上では、井戸は必要であること。また、灌水装置については、使用するしないで生産量が大きく変わるという事から、あれば使いたいという意見もありますので、残した方がよいというそういった意見がありまして、協議の結果残す方向になったとのことです。12 ページの生姜の欄も同様となっております。農林水産課からは、貴重なご意見をありがとうございましたとの事でした。以上、報告いたします。

事務局 協議会等の委員の委嘱についてご説明させていただきます。8 月末まで四万十町中山間地域等直接支払制度基準等検討委員を、竹内純委員に。四万十町人・農地プラン検討会委員は、宮崎恵美子委員、宮脇眞弓委員、伊東智江委員にお願いしておりましたが、今回、四万十町中山間地域等直接支払制度基準等検討委員は、竹内純委員に引き続きなっただき、四万十町人・農地プラン検討会委員は、伊東智江委員に代わって梶原美智委員になっただきたいと思います。お 2 人には了承をいただいております。皆さまご承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 お 2 人には、委員の方よろしくお願いたします。
続きまして、今後の日程についてです。次の総会ですが、10 月 26 日火曜日に 10 月の総会があります。場所は、本日と同じく本庁の東庁舎多目的大ホールを予定しております。11 月の総会ですが、手元の予定表を見て頂いたら分かりますが、26 日としておりましたが、コロナの注射等々の場所等で都合が悪く、ご迷惑をおかけしますが、前日の 25 日に変更をしたいと思います。すみませんが、よろしくお願いたします。

令和 3 年度の農業委員会全員研修会です。こちらは、毎年行っております。原則全員出席することとなっております。本年度は今の所、コロナの関係でリモートでの開催となっておりますが、日程がまだ決まっておりません。決まりましたら、場所の確保の関係から本庁、大正、十和のどこで開催するか分かっておりませんが、分かり次第お知らせしたいと思います。

私の方から以上です。ご質問等ありましたら、お願いします。

議長 2 番 掛水誠幸委員。

2 番 事務局長からありました各委員ですが、竹内純委員には引き続き、伊東智江委員に代わって梶原美智委員よろしくお願いたします。

議長 年間活動計画を目に付く所に貼っていただいて、16 日前後に役員会、26 日前後に総会となっております、毎月同じではありませんのでこれを貼っていただいたらと思います。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。

議長 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
ここで閉会にあたり、会長職務代理竹内純委員より閉会のご挨拶を申し上げます。

竹内職務代理 皆さん本当にお疲れ様でした。農業委員 19 名、推進委員 20 名。各役員が決定しました。新しい農業委員さん、新しくなられた推進委員さん。色々ご苦労はあると思いますけど、各地区にそれぞれ農業委員さんがおりますし、先輩方の意見も聞きながらやっていただけたらと思います。自分も職務代理をやるという使命をいただきまして、大変荷が重いわけですが、会長ほか事務局の皆さんの足を引っ張らないように精一杯頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、これもちまして、令和 3 年度 四万十町農業委員会 9 月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 4 時 30 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和3年 月 日

会 長

署名委員 3番

署名委員 4番
